

「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情

大崎町神領五五番地五
杉村茂夫氏から提出されたもので、陳情の趣旨を
受当と認め、採択し、関
係各大臣に意見書を提出
しました。

WTO農業交渉に関する陳情書

J A 鹿児島農業協
同組合 代表理事組合長
東 貢氏他一名から提出
されたもので、陳情の趣
旨を受当と認め、採択し、
関係各大臣に意見書を提
出しました。

町村自治の確立に関する意見書の提出について

議員発議により提出さ
れたもので、採択し、関
係各機関へ意見書を提出
しました。

人事関係

副議長選任される

川越光蔵議員の副議長
辞職に伴い、小野光夫議
員が副議長に選任されま
した。

曾於南部厚生事務組合議会議員選任される

川越光蔵議員の曾於南
部厚生事務組合議会議員
の辞任に伴い、小野光夫
議員が曾於南部厚生事務
組合議会議員に選任され
ました。

議会運営委員会委員選任される

川越光蔵議員の議会運
営委員会委員の辞任に伴
い、小野光夫議員が議会

運営委員会委員に選任さ
れました。

監査委員選任される



監査委員に、野方五六
五〇番地 園田 忠氏六
十八歳）を選任すること
に同意しました。

町村自治の確立に関する意見書

現在、第27次地方制度調査会においては基礎的自治体のあり方等が審議検討されているが、去る11月1日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり住民自治を否定するものであって、我々として到底受け容れることができない。

また、自治の基盤である税財政制度の将来像については全く言及しておらず、今後、地方をして、どのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

本来、国は、第2次分権改革として、地方分権推進委員会が「最終報告」で示した地方税財源充実確保方策についての提言を最大限尊重し、先ずもって地方に対し「税財源の地方分権」を行うべきである。地方が如何なる行政体制を選択するかは、この税財政制度の将来像を踏まえて地方が自主的に判断すべきものであり、この点「西尾私案」は、このあるべき順序を全く踏まえない、地方分権の確立に反する案といわざるを得ない。

よって、下記のとおり意見について、善処方を強く要望する。

記

- 1 国は、地方自治制度の検討に当っては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。
- 2 早急に自治の基盤である税財政制度の将来像を明らかにし、「税財源の地方分権」を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年12月25日

鹿児島県大崎町議会議長 遠矢成利
内閣総理大臣 小泉純一郎 殿